



IFRS[®]

Sustainability

2022年3月

公開草案

IFRS[®] サステナビリティ開示基準

IFRS S2号「気候関連開示」[案]

付録B 産業別開示要求

B63巻－自動車

コメント期限：2022年7月29日

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」〔案〕

付録 B 産業別開示要求

B63 巻一自動車

コメント期限：2022年7月29日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at commentletters@ifrs.org before submitting your letter.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] 付録 B 産業別開示要求 B63 巻－自動車

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要があり、commentletters@ifrs.orgへの電子メール又は<https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前にcommentletters@ifrs.orgまでご連絡いただきたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団のpermissions@ifrs.orgに連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.orgへの電子メール又は当財団のショップ<https://shop.ifrs.org>への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

はじめに

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

自動車

産業に関する記述

「自動車」産業には、乗用車、軽トラック及びオートバイを製造する企業が含まれる。この産業のプレーヤーは、さまざまな伝統的及び代替的な燃料及び駆動系を用いて走る車両を設計、製造及び販売する。この産業のプレーヤーはこれらの車両を個人消費者に販売するためにディーラーに販売するだけでなく、自動車レンタル及びリース企業、商業用フリート並びに政府といったフリート顧客に直接、販売する。この産業のグローバルな性質により、ほとんどすべての企業が世界中の複数の国に製造施設、組立工場及びサービス拠点を有している。「自動車」産業は、少数の大規模な製造業者と多様化したサプライ・チェーンからなり、集中度が高い。この産業が天然資源に依存し、景気循環に敏感であることから、売上は典型的に景気に連動する。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
燃費及び使用段階の排出	販売量で加重平均された旅客フリート燃費（地域別）	定量	mpg、L/km、gCO ₂ /km、km/L	TR-AU-410a.1
	(1) ゼロエミッション車（ZEV）、(2) ハイブリッド車、及び(3) プラグイン・ハイブリッド車の販売台数	定量	数	TR-AU-410a.2
	フリート燃費及び排出のリスク及び機会を管理するための戦略の説明	説明及び分析	該当なし	TR-AU-410a.3

表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
車両製造台数	定量	数	TR-AU-000.A
車両販売台数	定量	数	TR-AU-000.B

燃費及び使用段階の排出

トピックサマリー

自動車による石油燃料の燃焼は、地球規模の気候変動に寄与する温室効果ガス（GHG）排出の重大な（significant）部分を占めている。それはまた、窒素酸化物（NO_x）、揮発性有機化合物（VOCs）、粒子状物質（PM）などの局所的な大気汚染物質を生成し、人間の健康及び環境を脅かす可能性がある。この文脈において、世界中の消費者及び規制当局は、自動車による排出について、これまで以上に懸念を高めている。使用段階の排出は自動車製造業者より下流にある一方、規制は多くの場合、燃費基準などを通じて排出を削減するために自動車製造業者に焦点を当てている。より厳しい排出基準及び変化する消費者の要求は、電気自動車及びハイブリッド車、さらには高燃費の従来型自動車の市場拡大を推進している。さらに、製造業者は燃費改善のために、より軽量の材料で作られた車両を設計することで革新を起こしている。現在の燃費及び排出の基準を満たし、さまざまな市場で将来の規制基準を満たすか上回るために革新を続けることができる企業は、従来型自動車の需要が減少するリスクを軽減しながら、競争力を強化し、市場シェアを拡大する可能性が高い。

指標

TR-AU-410a.1. 販売量で加重平均された旅客フリート燃費（地域別）

- 1 企業は、販売した車両の量で加重した、乗用車及び軽自動車の平均燃費を地理上の地域別に開示しなければならない。
 - 1.1 平均燃費は、規制上必要とされるモデル年度ごとに計算しなければならない。
 - 1.2 フリート平均を計算するための規制上のガイダンスが存在しない場合、企業は、報告期間中に販売した車両の燃費を販売量で加重してパフォーマンスを計算しなければならない。
 - 1.3 規制が車両重量に基づいているかどうかにかかわらず、フリート平均に基づいて計算しなければならない。
- 2 企業は、地理上の地域別の割合を開示しなければならない。
 - 2.1 地理上の地域は、企業がセグメント別の財務報告を行う地域であり、フリート燃費、燃料消費、又は排出基準の対象となる地域と定義する。
- 3 開示は、地理上の地域ごとに異なる単位で提供する場合がある。これには以下を含むが、これらに限定されない。
 - 3.1 欧州連合内で販売した(1)乗用車及び(2)軽商用車については、キロメートル当たりの二酸化炭素のグラム数（gCO₂/km）
 - 3.2 日本国内で販売した乗用車については、キロメートル当たりのガソリンのリットル数（L/km）
 - 3.3 米国内で販売した(1)国産乗用車、(2)輸入乗用車、及び(3)軽トラックであり、企業平均燃費（CAFE）基準の対象となるものについては、ガロン当たりのマイル数（mpg）（これらの車両のカテゴリーは、米国 49 CFR Part 523 で定義されている。）

- 3.4 ニュージーランドで販売した乗用車については、リットル当たりのキロメートル数 (km / L)
- 4 開示の範囲には、フリート燃費、燃料消費又は排出についての国の乗用車基準の対象となる車両すべてを含めなければならない。
- 5 企業は、以下のような他の車両セグメントについて、フリートのパフォーマンスを開示する場合がある。
- 5.1 日本の貨物車両
 - 5.2 米国の大型車両
 - 5.3 EUの軽商用車

TR-AU-410a.2. (1) ゼロエミッション車 (ZEV)、(2) ハイブリッド車、及び(3) プラグイン・ハイブリッド車の販売台数

- 1 企業は、報告期間中に販売した車両のうち、以下に分類できる車両の台数を開示しなければならない。すなわち、(1)ゼロエミッション車 (ZEV)、(2)ハイブリッド車、及び(3)プラグイン・ハイブリッド電気自動車である。
- 1.1 ZEVは、高度な技術のバッテリー又は水素燃料電池を搭載した電気モーターのみで駆動し、ライフサイクルにわたっていかなる運転モードや条件の下でも排気ガスを排出しない車両である。
 - 1.2 ハイブリッド車 (ハイブリッド電気自動車又は HEV) は、次の搭載エネルギー源の両方から推進エネルギーを引き出すことができる車両である。すなわち、(a)消耗可能な燃料、及び(b) バッテリー、コンデンサ、フライホイールなどのエネルギー貯蔵装置である。
 - 1.3 プラグイン・ハイブリッド電気自動車は、電源に接続することで充電した大型バッテリーパックを動力源とする電気モーターで電気走行を行う自動車である。
- 2 開示の範囲には、上記のガイダンスに従って分類することができる、世界中で販売される車両すべてを含める。

TR-AU-410a.3. フリート燃費及び排出のリスク及び機会を管理するための戦略の説明

- 1 企業は、フリートの燃費向上及び使用段階の排出削減のための戦略を説明しなければならない。
- 1.1 使用段階の排出には、二酸化炭素、窒素酸化物、揮発性有機化合物、粒子状物質などの温室効果ガス及び大気汚染物質を含む。
- 2 戦略の関連する側面には、既存の車両及び技術の改良、新技術の導入、先端技術の研究開発の取組み (efforts)、並びに同業他社及び学術機関又は顧客 (又はこれらの複数のもの) との連携を含む。
- 3 関連する技術には、材料設計とエンジニアリング、先進的なパワートレイン、再生可能燃料、エネルギー貯蔵及びバッテリー、空力設計、燃料噴射装置、粒子フィルター、並びにその他の方法で排出の削減につながる製品及び燃料に関するものを含むが、これらに限定されない。

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

- 3.1 先進的なパワートレイン技術には、電気、ハイブリッド電気、プラグイン・ハイブリッド、デュアル燃料、ゼロエミッション(燃料電池など)の車両及び車両部品を含む。
- 3.2 再生可能燃料及びエネルギー技術とは、バイオマス（エタノール、第 1 世代バイオ燃料、及び先進バイオ燃料を含む）など、生態系サイクルを通じて短時間で補給可能な資源を利用する技術である。
- 3.3 排出削減につながる製品には、燃料消費量の大幅な削減を実現する車両又は技術を含む。
- 3.4 排出削減につながる燃料には、さらに ~~U.S. Energy Policy Act of 2005 に記載されている~~ バイオディーゼル、エタノール、天然ガス、プロパン及び水素を含む。
- 3.5 内燃機関には、窒素酸化物の排出を低減する技術（例えば、選択的触媒還元）を備えたものを含む。
- 3.6 粒子フィルター（ウォールフロー・フィルター又はパーシャル・フロー・フィルターなど）には、排出（一酸化炭素、炭化水素及び粒子状物質を含む）を削減するものを含む。
 - 3.6.1 関連する場合は、開発中の特定の種類の燃料システム（ハイブリッド、電気、燃料電池など）のように、燃費を改善し、車両の排出の削減を優先する技術について説明しなければならない。
- 4 企業は、顧客需要の充足、営業する市場又は営業を計画している市場の規制要件への準拠の状況（又はこれらの複数なもの）など、燃費及び排出に関する取組み（efforts）に影響を与える（influencing）要因について説明しなければならない。
 - 4.1 関連するプログラム及び取組み（efforts）には以下を含むが、これらに限定されない。
 - 4.1.1 California Low-Emission Vehicle Program – LEV III
 - 4.1.2 China VI 排出基準
 - 4.1.3 Euro 6 小型車用基準
 - 4.1.4 U.S. Clean Air Act
 - 4.1.5 U.S. Corporate Average Fuel Economy (CAFE) 基準
- 5 企業は、燃費及び使用段階の規制上の義務を遵守しているかどうか、既存の規制が将来における改善を要求しているかどうか、規制の準拠に向けた進捗状況、及び新しい規制への遵守を維持するための戦略について説明しなければならない。
- 6 開示の範囲には、国及び地方の車両基準の対象となる車両すべてを含む。
- 7 企業は、燃費改善及び排出削減の目標を含む、燃費改善及び排出削減を測定するために使用しているベンチマークについて説明する場合がある。